

期日前投票のご案内

投票日当日、仕事や旅行などで投票所へ行けない方は、期日前投票または不在者投票を利用できます。期日前投票は住所に関わりなく、市内3カ所いずれの投票所でも投票できます。

期日前投票

投票期間：1月22日(月)～27日(土)

投票所・時間

- ① 吉川市役所期日前投票所(市役所1階コミュニティルーム)・午前8時30分～午後8時
 - ② 吉川駅前期日前投票所(吉川情報サービスセンター・コア1階アトリウム)・午前8時30分～午後8時
 - ③ イオンタウン期日前投票所(イオンタウン吉川美南西街区2階特設会場)・午前10時～午後8時
- ※②の投票所に駐車場はありません。

投票方法

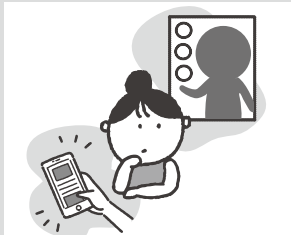
入場整理券が手元に届いてから投票するまでの手順をシミュレーションしてみましょう。

ステップ① 入場整理券が届く



「入場整理券」が自宅に郵送される(1月16日(四)ごろ～順次発送)。

ステップ② 考える



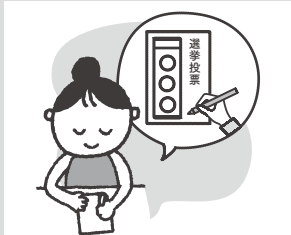
「誰に投票するとより良いまちになるか」など、選挙公報やポスター、候補者、政党のSNSなどで調べよう。

ステップ③ 投票所へ行く



STEP①で届いた「入場整理券」を持って投票所へ行こう。

ステップ④ 記入する



受け付けを済ませ、投票用紙が交付されたら候補者名を記入する。

ステップ⑤ 投票する



投票箱に投函して完了。

不在者投票・郵便等投票(投票所以外での投票)

① 滞在先で投票

仕事や旅行などで、市外での滞在先が投票日当日を含め長期にわたる場合は、次の通り滞在先での投票ができます。

手順1

- 「不在者投票宣誓書兼請求書」に必要な事項を記入し、郵送または直接代理可、吉川市選挙管理委員会に提出。
- 電子申請を利用したオンライン請求もできます。※マイナンバーカード、ICカードリーダーが必要です。

手順2

吉川市選挙管理委員会から郵送された投票用紙などの書類を持って、速やかに滞在先などの市区町村選挙管理委員会へ投票。

※「不在者投票宣誓書兼請求書」は、吉川市選挙管理委員会の他、滞在先の選挙管理委員会にあります。また、市ホームページからもダウンロードできます。

② 郵便などで投票する方法(郵便投票制度)

身体障害者手帳や戦傷病者手帳を所持し、一定の要件を満たしている方、介護保険の被保険者証で要介護5の方は、郵便などにより投票できます。郵便などによる投票の場合、事前に「郵便等投票証明書」の交付を受ける必要があります。早めに吉川市選挙管理委員会までお問い合わせください。また、すでに「郵便等投票証明書」をお持ちの方は、「投票用紙請求書」に「証明書」を添えて、1月24日(必着)までに郵送で吉川市選挙管理委員会へ提出してください。

※郵便などによる不在者投票ができる方のうち、自ら投票用紙に記載することが困難であると定められた障がいをお持ちの方には、あらかじめ吉川市選挙管理委員会に届け出た方に記載させることができる代理記載制度があります。

③ 指定施設で投票する方法

不在者投票指定施設に指定されている病院や老人ホーム、障害者支援施設などに入院・入所の方は、その施設で不在者投票ができます。早めに各施設へお問い合わせください。

家族で選挙へGo!

期日前投票開始日から、投票日まで、家族など有権者と投票所を訪れた18歳未満の方へ、啓発品をお渡しします。啓発品の数に限りがあるため、無くなり次第終了します。

感染症予防対策

【投票所】

基本的な感染症対策は、引き続き行います。

- ・アルコール消毒液の設置、使い捨て鉛筆の設置(持参した筆記用具の使用も可能)、定期的な換気など